

25 コレラ禍と内務省の広報活動

笠原英彦

慶應義塾大学

今日依然として法定伝染病に指定されているコレラが初めてわが国に上陸したのは幕末文政年間であり、コレラが国内で感染爆発を起こし多数の死者と未曾有のパニックを引き起こしたのは明治十年代のことである。

とりわけ明治十二年三月、愛媛県を中心に発生したコレラは、またたく間に全国に波及し、罹患者数十六万人、うち死亡者数十万人という甚大な被害をもたらした。

このコレラ禍が各地でいかなる混乱を招き、行政当局がいかに対応に苦慮したかは、すでに多数の文献やメディアにより後世に伝えられている。

本報告では、伝染病の猛威に対して、内務省衛生局をはじめ関係当局がいかに対処したかを、主として広

報活動の側面から明らかにしてみたい。広報活動に着目することによって、伝存する公文書類や当時の新聞等からはこれまで必ずしも明らかでなかった当局の基本認識や方針を浮き彫りにすることができるであろう。幸いにして、報告者は、明治十三年に内務省が発行した『虎列刺豫防論解』を入手した。それは、縦十七センチ、横十一センチの小型のパンフレットであるが、内容は予想以上に充実したものとなっている。

このパンフレットは、発行の前年に大流行したコレラの被害を教訓として、コレラの予防法や制伏法、そしてその心構えを記した一種の政府刊行物である。この『論解』を手にしてまず注目されるのは、それが内務省衛生局と同省社寺局との共同編纂であり、また社寺局により出版されていることである。

政府は明治十三年、コレラのもたらした甚大な被害に大きな衝撃を受け、矢つぎ早やに種々の対策を講じた。内務省は同年一月に早くも石井邦猷権中警視を中央衛生会委員に任命して同省警視局との連携を強化し、「衛生警察」の拡充に配慮した。さらに同年二月には、

内務省布達第十六号により、衛生事務の拡張に対応して各府県に判任官増員を指示し「自治衛生」の強化にも腐心した。

それと同時に、コレラのような伝染病の対策には、民衆の理解と協力が不可欠として、「神仏各管長ニ虎列刺豫防諭解ヲ交付シ説教ノ際説諭セシム」(『太政類典』教法) よう指示した。

これが『諭解』による広報活動にほかならないが、この施策はそもそも『諭解』の冒頭にみえるように、政府のコレラ対策に対し、「細民」が「病毒ノ畏ルベキヲ知ラズ」、「隱蔽忌避」をなし、当局の指示についても「誠実ニ之ヲ遵守スルモノ少ナキ」ことに由来していた。すなわち、民衆の側の無理解と抵抗が、避病院への患者の隔離や交通規制といった「衛生警察」の活動を阻害していたのである。

したがって、まず民衆を教化し、コレラという病いへの理解と予防、制伏の合理性を啓蒙する活動が必要であるとの認識に達したのである。そこで政府は教導職を動員し、人々の信仰心に訴えかけた。コレラの子

防と制伏を目標とする『諭解』では、病いが町村に侵入することへの警鐘や侵入後の対処法が平易に説かれている。

本報告は、以上のような内務省の広報活動を『虎列刺豫防諭解』を中心に検討し、その意義を明らかにすることを目的とする。そして併せて内務省内局関係が衛生行政に与えた影響にも言及したいと考えている。